

新型コロナウイルスに対する加須市議会の対応について（13訂版）

（令和5年2月7日 議会運営委員会決定）

新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、加須市議会は、令和5年第1回定例会以降に開かれる議会について、次のとおり対応するものとする。

1 本会議、委員会等における対応

本会議、委員会等は、地方自治法、加須市議会会議規則等に基づき、議員又は委員の出席者数が定足数を満たしていることを確認した上で開催する。

ただし、開催に当たっては、次のとおり対応するものとする。

（1） 本会議、委員会等全般

ア マスクの着用を徹底し、消毒液による手の消毒を実施する。

ただし、本会議において演壇で発言する場合はマスクを外すことも可とする。

※同様の対応を市長をはじめ執行部の職員へも要請する。

イ 窓や扉（議場の傍聴席の扉を含む。）を開けて換気する。

ウ こまめに休憩する。

エ マイボトル等による水分補給を各自で実施する。

オ 議場の水差し、おしぼり、委員会室のお茶等は廃止する。

カ 議場、全員協議会室、各委員会室、正副議長室、議員控室及び議会事務局に感染防止ボードを設置する。

（2） 全員協議会

開催場所について、全員協議会室ではなく、議場で開催する。

（3） 本会議全般

本会議における発言内容の制限については、加須市会議規則第54条の規定を徹底した上で、会議時間の短縮等に努めるものとする。

加須市議会会議規則（抜粋）

（発言内容の徹底）

第54条 発言は、すべて簡明にするものとし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。

2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは、注意し、なお従わない場合は発言を禁止することができる。

3 議員は、質疑に当たっては、自己の意見を述べるできない。

（4） 質疑

会派に属する議員の質疑時間は、1会派当たり30分に、会派所属議員一人当たり15分を乗じて得た時間を加えた時間の範囲で行うものとする。

（5） 一般質問

一般質問は40分間とし、なお終了しない場合は、20分間の延長を認める。

2 本会議、委員会等の傍聴者への対応

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するとともに感染を予防するため、傍聴される方々の健康と安全を最優先に考え、本会議、委員会等の傍聴者については、加須市議会傍聴規則等に定めるもののほか、次のとおり対応するものとする。

- (1) 本庁舎4階の本会議場入口及び5階の傍聴席入口の前に、新型コロナウイルスの注意喚起ポスターを掲示するとともに、消毒液及びマスクを設置する。

また、傍聴席の椅子、出入口の扉等は毎日消毒するものとし、貸出用ヘッドホンには、その都度ビニール袋を被せて貸し出す。

- (2) 次の場合のいずれかに該当する場合には、傍聴できないものとする。
- ア 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
 - イ 重症化しやすい方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
 - ウ 上記以外の方で発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状が続く場合
 - エ その他、ご自身の症状に不安がある場合
- ※ インターネットで本会議のライブ中継を実施しているので、それを視聴してもらう。

- (3) 傍聴する場合には、次のとおり対応してもらうこととする。
- ア 入口にある消毒液で手を消毒してもらう。
 - イ マスクを着用してもらう。
- ※ マスクを持ってない方には、議会事務局の窓口で配布する。
- ウ 1階本庁舎入口において非接触型電子体温計により傍聴者は体温を検温することとし、37.5度以上の発熱がある場合は傍聴を不可とする。
 - エ 傍聴席の座席は、1つおきに離れて座ってもらう。

- (4) 傍聴者への対応についての周知

傍聴者への対応については、インターネットのホームページ、ポスター掲示等により周知する。

3 議員活動における対応

- (1) 会合等に参加する場合は、基本的な感染症防止対策を徹底する。
- また、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置が発出された場合は、不要不急の外出を自粛し、会合等への参加は可能な限り自粛する。
- (2) 市民に対して、感染予防対策を確実に実施するよう積極的に周知する。